

大阪狭山市居宅介護支援事業所
管理者 様

大阪狭山市健康福祉部
高齢介護グループ課長

訪問型サービス A の利用について (通知)

平素は、本市介護保険行政にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。本市では、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すため、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 2 9 年 4 月 1 日から実施しているところです。

介護予防・日常生活支援総合事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成 2 7 年 6 月 5 日付厚生労働省老健局長通知)において、その基本的考え方等が示されているところですが、今般、訪問型サービス A の利用について、下記のとおり改めて整理しましたので、介護予防サービス計画を作成する際にご留意いただきますようお願いいたします。

また、利用者は心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であることから、適宜地域包括支援センターに相談する等、適切な介護予防サービス計画となるよう取扱いにご留意ください。

記

事業対象者、または要支援 1、要支援 2 の認定を受けている者で、訪問介護サービスのうち、生活援助 () のみ利用しており、以下の状態にない場合は、原則、訪問型サービス A を利用すること。

- ・ 認知機能の低下や精神・知的・身体障害により、専門的なケアが必要となる場合
- ・ 心疾患、呼吸器疾患、がんなど、突発的に状態が変わりやすく、状態変化に気づきが必要となる場合
- ・ 退院直後等で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な場合
- ・ ゴミ屋敷となっている等、状況を改善するための手助けやアドバイスに頑なに拒絶したり、社会と断絶しており、専門的な支援が必要な場合
- ・ 受け皿不足で多様なサービスが利用できない場合 (ただし、状況に応じて速やかに対応すること)

ここでいう生活援助とは、平成 1 2 年 3 月 1 7 日老計第 1 0 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知別紙にあるとおり、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助 (そのために必要な一連の行為を含む) であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行なわれるものをいう。